

## 主 文

本件各上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人Aの負担とする。

## 理 由

被告人Aの弁護人瀬尾蔵治の上告趣意について。

所論は結局単なる訴訟手続違反（しかも主として第一審における）を主張するか又は原判決の量刑不当を主張するに過ぎないから、明らかに刑訴四〇五条の上告理由に当らないし、また、記録を精査しても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

被告人Bの上告趣意について。

所論は、量刑不当の主張であるから、刑訴四〇五条の上告理由に当らないし、また、同四一一条を適用すべきものとも認められない。

よつて、同四一四条、三八六条一項三号、一ハ一条に従い裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二六年一〇月一一日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	斎	藤	悠	輔
裁判官	沢	田	竹	治 郎
裁判官	真	野		毅
裁判官	岩	松	三	郎